

2 「身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち」

<取り組みの3つの柱>

- 取り組みの柱1：資源循環型社会の形成
- 取り組みの柱2：低炭素社会の形成
- 取り組みの柱3：広域的・国際的取り組みの展開

取り組みの柱1：資源循環型社会の形成

<現状と課題>

【ごみの排出とリサイクル】

本市では、東広島市ごみ減量化・リサイクル推進計画、一般廃棄物処理基本計画や旧計画に基づき、ごみ排出量の削減を図るための取り組みとして、平成13年度に事業系ごみの有料化、平成19年度に家庭系ごみ指定袋制度の導入を行いました。

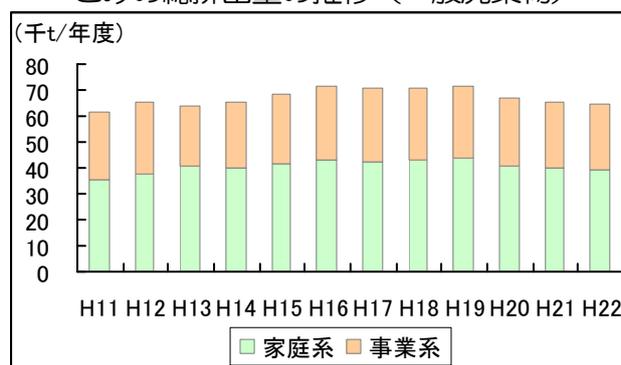
東広島市ごみ減量化・リサイクル推進計画では、「平成17年度の処理経費を10%以上超過した場合は超過した翌々年度からごみ処理経費の増額分を指定袋の価格に上乗せ負担する方法などを検討する」とされており、平成18年度以降の年間ごみ処理経費が平成17年度に比較して10%以上超過していることから、平成22年度に家庭ごみの有料化に向けた検討などを行いました。

また、ごみの排出抑制や資源循環を促進する取り組みとして「3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）」の啓発活動を行うとともに、生ごみ処理容器の購入補助を行ってきました。これらに加え、平成32年度中の供用開始を目途に新しい一般廃棄物処理施設を建設し、効率的なごみ処理を推進することとしています。

なお、ペットボトルや空き缶の拠点回収機を市内各所に設置してきましたが、スーパーマーケットなどの事業者の自主回収が進められ、資源物のリサイクルの役割は、“官から民”に引き継がれてきています。

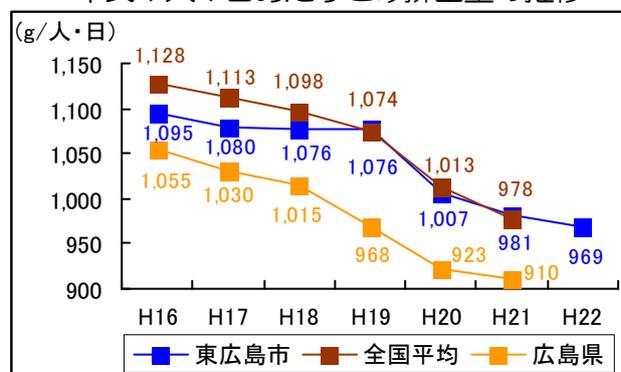
平成11年度から平成22年度までのごみの排出量の経年変化をみると、平成16年度までは、家庭系、事業系ともに増加傾向でしたが、平成19年度に家庭系ごみを対象とした指定袋制度を導入した結果、平成20年度は前年度比で約6%家庭系ごみが減少しました。しかし、その後は横ばい状態となっています。

ごみの総排出量の推移（一般廃棄物）



（一般廃棄物処理基本計画、清掃事業概要データ）

市民1人1日あたりごみ排出量の推移



（東広島市及び広島県、環境省、法務省データより作成）

市民1人1日あたりのごみの排出量は、平成22年度で969gとなりました。これは、平成21年度の全国平均(978g)は下回りましたが、広島県平均(910g)と比較すると、ごみの排出量は依然として多く、より一層の削減が求められます。

ごみの総排出量のうちの総資源化量は、平成17年度以降増加傾向でしたが、平成20年度は減少しました。これは、平成19年度と比べて、総排出量が約4,300t減少し、資源化量そのものも減少したためと考えられます。一方、リサイクル率は、平成18年度以降概ね15%前後で推移していますが、平成21年度の全国平均(20.5%)や広島県平均(23.9%)と比べると低い状況にあり、より一層の資源化の取り組みが求められます。

市民アンケートでは、90%を超える市民が「ごみ処理対策」が重要と考えており、日常生活において「ごみと資源物の分別を行っている」に取り組んでいる市民は94%でした。しかしながら、「ごみと資源物の分別」は市民等が遵守すべき基本的なルールであり、その徹底が課題と言えます。

なお、平成17年度から平成21年度までの本市の年間のごみ処理経費は、16~21億円で推移しており、ごみ処理による環境への負荷の低減とともに、ごみ処理経費の負担を軽減するためにも、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、3Rを基本とした資源循環型社会への転換が求められます。

【環境美化運動の展開】

本市では、平成7年に空き缶や吸い殻等の散乱並びに犬のふんの放置を防止し、地域の環境美化や本市の良好な環境の保全に資することを目的とした「東広島市ポイ捨て等防止に関する条例」を定め、条例に基づき市内30区域の環境美化強化地域を指定し、JR駅前等で清掃を行っています。

また、6月の環境月間では、第2日曜日を環境美化の日と定め、「きれいなまちづくりキャンペーン」を実施しています。

現在のところ、山林や河川、道路際など人の目につきにくい場所でのごみのポイ捨てが見られます。

本市では、ごみの不法投棄に対する監視パトロールや不法投棄ごみの収集を行っています。また、東広島市公衆衛生推進協議会においても、環境保全監視員の方々によるパトロールが実施されています。

市民アンケートで「まちの清潔さ・きれいさ」に対して満足(「満足」、「ほぼ満足」の合計)と回答した市民は、全体の53%とやや低い値となりました。



きれいなまちづくりキャンペーン

また、90%を超える市民が「ごみの散乱・不法投棄対策」を重要と考えており、日常生活において「ごみや吸い殻などのポイ捨てはしないようにしている」に取り組んでいる市民は94%でした。しかしながら、「ごみや吸い殻などのポイ捨てはしないようにしている」は、基本的な生活マナーであり、その徹底が課題となります。

このため、今後も地域の環境美化や市民意識の向上を図る取り組みが求められます。

<取り組みの体系>

資源循環型社会の形成にあたり、次の2つの取り組みを展開します。



<各主体の取り組み>

(1) 廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

〇3Rを基本とした取り組みの推進
 「ごみはできるだけ発生させない（発生抑制：リデュース）」、「いらないモノは他の人や他の用途で使ってもらおう（再使用：リユース）」、「資源として使えるモノは使う（再資源化：リサイクル）」の3Rを基本とした資源循環型のライフスタイルや流通形態の定着を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
市民1人1日当りのごみ排出量	969g (平成22年度)	850g [※] (平成33年度)
市民アンケートにおいて「ごみと資源物の分別を行っている」と回答した市民の割合	94% (平成22年度)	100% (平成33年度)
事業者アンケートにおいて「ごみと資源物の分別を行っている」と回答した事業者の割合	91% (平成22年度)	100% (平成33年度)

※平成23年4月に環境審議会から答申された目標値は、平成27年度において900g以下であるが、本計画では平成22年度の現況値969gの12%以上を減量した850gを目標とする。

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ ごみと資源物の分別についての普及啓発活動（ごみ減量化マニュアルの作成等）を推進します。
- ・ 詰め替え商品の購入やマイバッグ運動等の取り組みを促進します。
- ・ 生ごみ処理容器の普及や新たな生ごみの減量化施策を検討し、更なるごみの減量化を推進します。
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップ等の情報、活用方法に関する情報を提供し、不用品の活用を促進します。
- ・ 家庭や事業所等からの廃食油回収・利用の仕組みづくりを検討します。
- ・ 「エコネットひがしひろしま」等による、ごみ減量化や資源循環に配慮した販売方法等を実践する事業者を対象とした「エコショップ認定制度」の創出に協力します。
- ・ 現行の処理施設の老朽化に伴い、2市1町で構成する「広島中央環境衛生組合」を事業主体として、平成32年度中の供用開始を目途に新たな広域処理施設の建設を推進します。
- ・ 循環型社会の構築を目指して、3Rの推進や家庭ごみ有料化の導入など様々な施策を検討し、更なるごみの減量化を推進します。
- ・ 地域住民による資源回収活動を促進し、更なるごみの資源化を推進します。

■市民の取り組み

- ・ 家庭ごみの減量化に努めます。
- ・ ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。
- ・ 環境に配慮した商品やお店を選ぶグリーンコンシューマー*となるように努めます。
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、不用品のリユース、リサイクルに努めます。

■事業者の取り組み

- ・ ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。
- ・ 商品の簡易包装やばら売り、量り売りなどに努めるとともに、マイバッグ運動を推進します。
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストア、商店等におけるペットボトルや缶、食品トレイ等の店頭回収を推進します。
- ・ オフィス等から発生するごみの減量化やリサイクルに努めます。
- ・ リサイクルしやすい製品の開発や、原料調達、製造、流通、消費、廃棄、再資源化等の各段階を通じたライフサイクルアセスメントに取り組みます。
- ・ 産業廃棄物の発生抑制と減量化、資源化に努めます。
- ・ 「エコネットひがしひろしま」等でエコショップ認定制度などを立ち上げます。

(2) 不法投棄防止対策の推進

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○環境美化活動の促進による不法投棄の防止

自分たちの暮らすまちを清潔に保つため、多くの市民が環境美化活動に参加することで、ごみのポイ捨てや不法投棄をしにくい、清潔な環境づくりを目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
きれいなまちづくりキャンペーンの参加者人数	15,051人 (平成21年度)	16,700人 (平成33年度)
市民アンケートにおいて「ごみや吸い殻などのポイ捨てはしないようにしている」と回答した市民の割合	94% (平成22年度)	100% (平成33年度)

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ ごみの不法投棄が多く見られる箇所に設置する、不法投棄防止啓発看板や犬のふん放置防止看板等を配布します。
- ・ 地域住民等と連携し、ごみの不法投棄の監視を行い、不法投棄の防止に努めます。
- ・ 不法投棄がされている場所については、土地所有者に対する指導、助言等を行います。
- ・ 「きれいなまちづくりキャンペーン」等、市民参加型のイベントを開催し、市民等の意識の向上を図ります。
- ・ 学校等での環境美化教育の推進を図ります。

* グリーンコンシューマー：環境への負荷が少ない製品として認定されたエコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー型製品を積極的に導入したりする、環境保護意識が高く、環境に配慮した行動をとる消費者。

■市民の取り組み

- ・ ペットのふん等は、飼い主が責任を持って始末します。
- ・ 地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ・ 空き缶等のポイ捨て防止、ごみ拾い運動の輪を広げます。
- ・ 「きれいなまちづくりキャンペーン」などの啓発活動に参加・協力します。

■事業者の取り組み

- ・ 従業員への環境美化に関する啓発を行い、「きれいなまちづくりキャンペーン」などの啓発活動に参加・協力します。
- ・ 地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ・ 所有する土地や事業所周辺の空地などの適正管理に努め、不法投棄を防止します。

取り組みの柱2：低炭素社会の形成

<現状と課題>

【温室効果ガスの排出状況】

本市では、旧計画に基づき、全市域を対象とした各主体参加型の地球温暖化対策地域協議会の立ち上げに取り組み、平成22年7月16日に「エコネットひがしひろしま」が設立されました。また、「東広島市脱温暖化プラン～地球温暖化対策地域推進計画」（平成20年度）や「東広島市役所地球温暖化対策実行計画」（平成19年度）を策定し、温室効果ガスの排出抑制を推進しています。

その一方で、旧計画で示したカーボンオフセットの導入については、受け皿となる温室効果ガス削減クレジット（J-VER制度）の認証など、制度的な認識の理解が十分でないことから、取り組みが進んでいません。

本市の温室効果ガスの排出量の推移をみると、平成2年度と比較して、平成18年度は、約45%増加しており、そのうち温室効果ガスの約93%を占める二酸化炭素は約50%増加しています。二酸化炭素排出量が最も多いのは、産業部門で、全体の約60%を占めていますが、製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量は約20%減少しています。これは製品をつくるために使用するエネルギーが同じ量でも、より付加価値の高い製品の生産が増加したことや、企業努力による排出量削減の取り組みの成果と考えられます。

一方、二酸化炭素排出量全体の約14%を占める民生家庭部門をみると、1人あたりの二酸化炭素排出量は年々増加傾向にあります。エコポイント等により各家庭への省エネルギー機器の導入が進んでいますが、日常生活における省エネルギー行動が不十分であり、今後一層の取り組みが不可欠であると言えます。また、全体の約14%を占める運輸部門をみると排出量の約88%が自動車からの排出となっています。

市民アンケートでは、日常生活において「アイドリングストップを行うなどエコドライブを心がけている」に取り組んでいる市民は37%、「出来るだけ自家用車を使わず徒歩や自転車、バス、電車の利用を心がけている」に取り組んでいる市民は23%といずれも低い値でした。

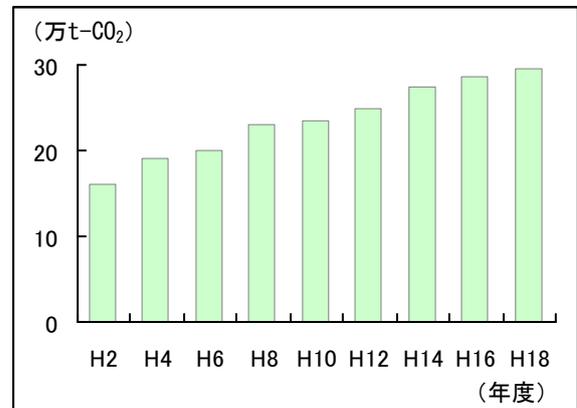
事業者アンケートでは、「アイドリングストップの励行等、ガソリンの使用量削減の取り組み」は44%でしたが、「マイカー通勤の自粛奨励」は7%と低い値でした。

自動車の登録台数は、平成15年度以降、15万台で推移していますが、年々増加傾向にあり、自動車が日常生活や事業活動の重要な移動手段となっていることから、今後は、公共交通機関の利用促進など、自動車に過度に依存しないまちづくりが求められます。

【新エネルギーの導入】

本市では、旧計画に基づき、「東広島市地域新エネルギービジョン」（平成21年度）や「東広島市バイオマスタウン構想」（平成22年度）を策定し、多様な新エネルギーの導入の推進を検討しています。これに加え、福富支所や三ツ城小学校等に太陽光発電システムや太陽熱利用設備を設置しており、平成22年度には中央中学校と園芸センターに太陽光発電システムを設置しました。また、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金制度を創設し、家庭における太陽光発電システムの設置を支援した

民生家庭部門の二酸化炭素排出量の推移



(東広島市脱温暖化プラン)

結果、市内の設置基数が平成20年度は1,840件、平成21年度は2,219件、平成22年度は3,231件となりました。なお、住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業について、その成果を検証し、事業の推進と今後の施策の参考とするため、補助金を交付した住宅を対象に発電実績等の調査を行っています。

その一方で、市民アンケートでは、「太陽光発電を行っている」が8%、「行っていない、今後も行わない」が66%となっており、同制度のさらなる普及啓発と、太陽光発電システムの設置促進が課題と言えます。また、事業者アンケートにおいても「太陽光発電の導入」が11%、「行っていない、今後も行わない」が53%となっており、事業者の取り組みの促進も課題と言えます。

本市は、比較的日射量も多く、また農林畜産系のバイオマス資源も豊富なことから、地球温暖化の防止や低炭素社会の形成の上からも、新エネルギーの着実な導入を目指していくことが求められます。特に、民生家庭部門からの温室効果ガスの排出量を抑制する上では家庭や小規模事業所における新エネルギー設備の導入促進が重要となります。



福富支所の太陽光発電システム



市が導入した電気自動車

【省エネルギーへの取り組み】

本市では、総合福祉センターや勤労福祉センター等への高効率ヒートポンプ方式の空調機器を設置するなど、公共施設の省エネルギー化を推進するとともに、旧計画に引き続き、ライトダウンキャンペーンへの参加を呼びかけるなど、省エネルギーの推進に向けた取り組みを展開しています。

市民アンケートでは、「電化製品のスイッチはこまめに切っている」は、74%の市民が実施しており、比較的实施しやすい取り組みに対する意識は高いと言えますが、「環境家計簿をつけている」と答えた市民は、全体の8%にすぎず、啓発活動が十分な効果を果たしているとは言えない結果となりました。また、事業者アンケートでも、「休憩時間に電気機器のスイッチを切る等、電気使用量削減の取り組み」は76%の事業者が実施しており、比較的实施しやすい取り組みに対する意識は高いと言えますが、「省エネルギー型空調機器等省エネルギー設備・機器等の選択・導入」は48%と、経済的な負担を伴う取り組みは必ずしも高くありませんでした。

今後は、身近で実施しやすい省エネルギー活動を展開しながら、高効率の省エネルギー機器の導入促進を図っていくことが求められます。

【本市の特色を活かした地球温暖化防止の促進】

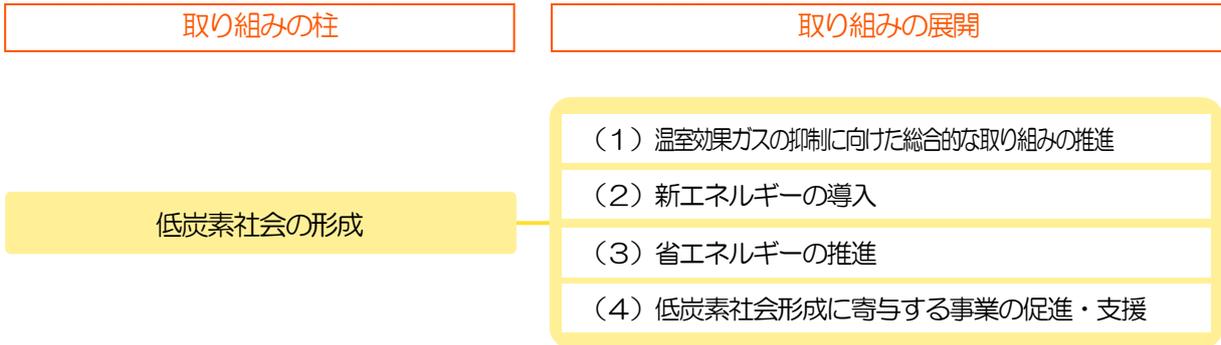
本市では、東広島市産学官連携推進協議会やコラボスクエア等を設置し、地域の中小企業・ベンチャー企業の新規産業の創出の支援や優れた製品に対する「東広島発！ものづくり逸品」の認定等による新市場への進出支援、地域産業の活性化や東広島ブランド「ゆめまる」の認定など、フードマイレージの低減にもつながる、地産地消を促進する取り組みを進めています。

さらに、本市には「国際学術研究都市」として、大学や試験研究機関の立地とともに、先端技術を有する企業等、様々な産業が集積しています。本市は、このような特色を活かして、環境負荷の低減・低炭素社会の形成と経済活動のバランスがとれた地球温暖化防止に向けた取り組みの全国的なモデルとなれる可能性を有しています。

地球温暖化対策は、世界的な課題ですが、本市においても、市・市民・事業者が協働し、一体となって取り組むことが求められます。

<取り組みの体系>

低炭素社会の形成にあたり、次の4つの取り組みを展開します。



<各主体の取り組み>

(1) 温室効果ガスの抑制に向けた総合的な取り組みの推進

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

- 地球温暖化防止、低炭素社会構築のための仕組みづくり
地球にやさしいライフスタイルへの転換など、市民一人ひとりの知恵と工夫により、地球温暖化の防止や低炭素社会を実現していくための効果的な仕組みづくりを目指します。
- 二酸化炭素吸収源対策の推進
適切な森林の育成・管理等により、温室効果ガスの大部分を占めている二酸化炭素の吸収源となる、森林の環境機能の保全を目指します。
- 地産地消の促進
地場農産物の販売促進や学校給食、飲食店での利用拡大等により、フードマイレージの削減にもつながる地産地消の促進を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
民生家庭部門の二酸化炭素排出量	29.5 万 t-CO ₂ (平成 18 年度)	20%以上削減* (平成 33 年度)
市民アンケートにおいて「アイドリングストップを行うなどエコドライブを心がけている」と回答した市民の割合	37% (平成 22 年度)	60% (平成 33 年度)
市民アンケートにおいて「出来るだけ自家用車を使わず徒歩や自転車、バス、電車の利用を心がけている」と回答した市民の割合	23% (平成 22 年度)	35% (平成 33 年度)

※東広島市脱温暖化プランで必要に応じて見直しを図ります。

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 「エコネットひがしひろしま」等と連携し、地球温暖化防止に関する市民や地域、事業者の取り組みを促進、支援するための仕組みづくりを検討します。
- ・ 市民や事業者と協力して、二酸化炭素吸収源となる森を育てるための森林整備を推進します。
- ・ 東広島ブランド「ゆめまる」の取り組みの推進や、学校給食への地場農産物の活用など、フードマイレージの低減にもつながる地産地消を推進します。

- ・ 事業者等と連携して、安全で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を推進します。
- ・ 自転車利用の促進（自転車シェアリングの実施等）を検討します。

■市民の取り組み

- ・ エコドライブの実践や、公共交通機関の利用を心がけます。
- ・ 森林整備に関するボランティア活動などに自主的・積極的に参加します。
- ・ 東広島産の農産物等を購入するなど、地産地消に取り組みます。

■事業者の取り組み

- ・ 共同輸送等による物流の合理化などを検討します。
- ・ 商店街や協力関係がある小売店等で使えるエコポイント制度等の取り組みを検討します。
- ・ 「エコネットひがしひろしま」等でエコショップ認定制度などを立ち上げます。
- ・ ノーマイカーデーの設定など自動車利用のあり方を検討します。

(2) 新エネルギーの導入

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○新エネルギーの導入の推進

東広島市に適した新エネルギーの導入やエネルギーの地産地消を推進し、低炭素社会の実現を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
新エネルギー等の導入目標	—	期待可採量の20%以上 ^{※1} (平成33年度)
廃棄物系バイオマス ^{※2} の利用率	75% (平成22年度)	92% ^{※4} (平成33年度)
未利用バイオマス ^{※3} の利用率	10% (平成22年度)	40% ^{※4} (平成33年度)
市民アンケートにおいて「太陽光発電を行っている」と回答した市民の割合	8% (平成22年度)	30% (平成33年度)
事業者アンケートにおいて「太陽光発電を導入している」と回答した事業者の割合	11% (平成22年度)	50% (平成33年度)

※1 東広島市地域新エネルギービジョンにおける中期目標。

※2 廃棄物系バイオマス：家畜排せつ物、事業系食品廃棄物、廃食用油、製材残材、建設廃材、街路・公園等剪定枝、道路・河川・公園等刈草、下水汚泥。

※3 未利用バイオマス：林地残材、果樹剪定枝、もみ殻、稲わら、ゴルフ場刈草、ゴルフ場枯枝・枯木。

※4 東広島市バイオマスタウン構想における目標値。

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 家庭における太陽光発電システムの導入を促進します。
- ・ 公共施設に、太陽光発電システム等の新エネルギー機器を積極的に導入します。
- ・ 学校給食や公共施設等の食堂等から出る廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）として活用することを検討します。
- ・ 未利用エネルギー（地熱、バイオマス、小水力等）の導入について検討します。

- ・ 電力会社や大学、企業等と協働し、住宅団地等をモデルケースとしたスマートグリッド※の導入について検討します。
- ・ 新エネルギー機器に関する情報やグリーン電力証書等についての情報提供など、新エネルギーの導入等に関する普及啓発を推進します。

■市民の取り組み

- ・ 新築や改築時には、太陽光発電システム等、新エネルギー機器の導入に努めます。

■事業者の取り組み

- ・ 工場、事業所等において太陽光発電システム、コージェネレーションシステム※、バイオディーゼル燃料（BDF）等の新エネルギーの導入に努めます。
- ・ もみ殻や稲わらなどの未利用バイオマスは、堆肥化、燻炭化、飼料化などへの利活用を積極的に推進します。
- ・ 製材残材や建設廃材、林地残材はチップ化し、事業所や工場等のボイラー燃料として活用します。

(3) 省エネルギーの推進

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○省エネルギー活動の推進

市民一人ひとりがライフスタイルを見直し、日常生活や事業活動における省エネルギー活動を推進することにより、低炭素型社会の実現を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
公共施設からの二酸化炭素排出量	6,768 t (平成 22 年度)	平成 24 年度に策定する「東広島市役所地球温暖化対策実行計画」の後継計画の中で明示します。
市民アンケートにおいて「冷房の設定温度は、28 度を目安にしている」と回答した市民の割合	63% (平成 22 年度)	90% (平成 33 年度)
市民アンケートにおいて「暖房の設定温度は、20 度を目安にしている」と回答した市民の割合	55% (平成 22 年度)	90% (平成 33 年度)
事業者アンケートにおいて「冷房の設定温度は、28 度を目安にしている」と回答した事業者の割合	55% (平成 22 年度)	90% (平成 33 年度)
事業者アンケートにおいて「暖房の設定温度は、20 度を目安にしている」と回答した事業者の割合	54% (平成 22 年度)	90% (平成 33 年度)

※ スマートグリッド：電力網の末端（家庭やビルの計測器）と供給側（送電施設等）に通信機能や計算機能を付加し、電力の需要と供給を自立的に最適化する機能を持たせることにより、省エネルギーとコスト削減及び信頼性の向上を目指した次世代の電力網。

※ コージェネレーションシステム：発電を行うと同時に原動機の排ガスや冷却水の熱を蒸気または温水として取り出し、冷暖房や給湯等に使用するなど、総合的にエネルギー効率を高めるシステム。

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 公共施設における電気機器の使用を最小限に抑えるとともに、新築や改修時を捉えて、複層ガラスやコージェネレーションシステムの導入、LED 照明の導入、屋上・壁面緑化等、建築物の省エネルギー化を推進します。
- ・ 市民や事業者向けの省エネルギーマニュアル等を作成するとともに、市民や事業者向けの省エネルギー施策を推進します。
- ・ 一般家庭の省エネルギー機器の導入に関する啓発に努めます。
- ・ 住宅性能表示制度の普及や省エネルギー型住宅の情報提供を推進します。
- ・ 夜間の不要な照明を消すことなど、省エネルギーの促進と併せて光害の抑制に関する取り組みの啓発に努めます。

■市民の取り組み

- ・ 日常生活における省エネルギー活動は、無理なくできる活動から始めて、楽しみながら習慣化していきます。
- ・ 「エコネットひがしひろしま」等が実施する省エネルギーキャンペーンや講習会等に積極的に参加・協力します。
- ・ 家電や給湯器の買い換え・導入の際は、省エネラベル等を参考に高効率の省エネルギー型機器を選びます。
- ・ 新築や改築時には、省エネルギー型住宅を採用するように努めます。

■事業者の取り組み

- ・ 従業員に対する省エネルギー等に関する研修を行い、意識の高揚を図ります。
- ・ 社内における省エネルギー活動に関するルールを定め、実践します。
- ・ OA 機器や照明機器、空調機器などは省エネルギー型機器を選びます。
- ・ 事業所等の新築や改築時には、省エネルギー性能の高い建築物を採用します。
- ・ 事業所の省エネルギー対策を進めるために、ESCO 事業[※]の導入を検討します。

[※] ESCO 事業：Energy Service Company 事業の略。既設の各種ビル、工場設備などを対象に省エネルギーの成果を保証して改修工事を包括的に実施するビジネス。

(4) 低炭素社会形成に寄与する事業の促進・支援

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○環境ビジネスや環境に配慮した産業活動の展開

環境ビジネスの起業や環境配慮型の産業活動を展開し、環境負荷の低減や低炭素社会の形成を目指します。

○東広島産環境ビジネスの創出

大学や試験研究機関、先端技術企業等、様々な産業が集積する「国際学術研究都市」としての強みを活かして、独創的・先進的な「東広島産環境ビジネス」の創出を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
「東広島発！ものづくり逸品」の認定を受けた環境関連製品の数	4件* (平成22年度)	10件 (平成33年度)

※平成21年度、平成22年度の認定製品の中で環境保全に関連がある、以下の4製品（KPE段ボール、エコ・ロジ・パコ、ハンブーテコガーデン緑化システム、高速分解液）。

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 「東広島発！ものづくり逸品」認定や各種助成制度の紹介など、循環資源ビジネスや省エネルギー関連ビジネス等に取り組む事業者への支援を推進します。
- ・ 大学や広島中央サイエンスパーク関連企業、中小企業との連携、協働により「東広島ブランド」の新規環境技術の研究・開発を推進します。

■市民の取り組み

- ・ 有機農業等の環境保全型農業で生産された地場農産物を積極的に購入します。
- ・ 東広島産の環境に配慮した製品を優先的に購入します。
- ・ 開発段階でのモニター等に参加・協力し、ユーザーの立場から製品開発に参加します。

■事業者の取り組み

- ・ 環境ビジネスの創出につながる情報収集や新たな技術開発に努めます。
- ・ 環境保全に役立ちながら収益のあがる事業を積極的に実施します。
- ・ 「東広島発！ものづくり逸品」の認定を目指します。
- ・ 耕畜連携によるバイオマス資源を活用した有機農業の推進など、環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の抑制につながる環境保全型農業に努めます。
- ・ 第一次産業の活性化とともに地産地消の推進など環境負荷の少ない社会の構築を目的とした六次産業化法*に基づく事業の認定を目指します。

* 六次産業化法：正式名称は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」。六次産業とは、農業や水産業などの第一次産業を食品加工・流通販売といった第二次産業や第三次産業に関する業務も一体的に展開する産業へと転換し、農林水産業の活性化を図ろうとする概念。本法は、第六次産業化とともに地産地消を推進し、第一次産業の振興及び地域の活性化などを通じて、食料自給率の向上及び環境負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的としている。

■ 取り組みの柱3：広域的・国際的取り組みの展開

<現状と課題>

【広域的な取り組み】

本市は、竹原市や大崎上島町とともに「広島中央環境衛生組合」を設立し、一般廃棄物の広域処理に取り組んでいます。

また、「太田川水質汚濁防止連絡協議会」や「江の川（上流）水質汚濁防止連絡協議会」、「椋梨ダム貯水池水質保全対策協議会」に参加し、河川の水質汚濁防止について、広域的に取り組んでいます。

さらに、旧計画に基づき、「エコネットひがしひろしま（東広島市地球温暖化対策地域協議会）」を設立し、市民・団体・事業者と市が連携して、持続可能な社会を目指したまちづくりに取り組んでいます。

【国際的な取り組み】

ブラジル連邦共和国のマリリア市や中華人民共和国の徳陽市、アメリカ合衆国のバージニアビーチ市と国際交流を行っています。

大学や研究機関が集積しており、海外からの留学生や研究者等も多く在住しています。

広島県や国際協力機関等と連携し、海外からの研修生の受け入れ等を実施しています。

循環型社会や低炭素社会実現のためには、本市単独の取り組みだけでは困難であり、市内の地域間の連携とともに、近隣自治体や国際社会とのパートナーシップが欠かせません。

<取り組みの体系>

広域的・国際的取り組みの展開にあたり、次の取り組みを展開します。



<各主体の取り組み>

(1) 地域を越えた連携と国際的な協力の推進

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○市内における連携・協働

市内各地での個別の取り組みを、地域や業種の枠組みを越えた連携・協働した取り組みに拡充し、より効果的な取り組みの展開を目指します。

○広島県や近隣自治体等との連携・協働

広島県や隣接市町と連携・協働した取り組みにより、共有する環境の保全や環境に関する共通の課題の解決を目指します。

○国際的な連携・協働

産学官民が連携した積極的な国際協力の取り組みにより、地球温暖化の防止などの地球環境問題の解決に寄与することを目指します。

②各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 市内各地や近隣自治体で環境保全活動を展開する市民団体間の交流や一体的な取り組みを促進します。
- ・ 環境関連事業を展開している事業者間の自治体を越えた交流や連携した取り組みを促進します。
- ・ 資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて、広島県や近隣自治体と連携・協働した取り組み（ライトダウンキャンペーン、ごみ減量化キャンペーン等の啓発活動等）を推進します。
- ・ 広島県、近隣自治体、事業者と連携・協働して、二酸化炭素吸収源や水源かん養等の多様な機能を有する森林の適正な管理を促進します。
- ・ 国際協力機関等を通じ、世界の自治体と地球環境保全に関する協力・連携を行います。
- ・ 開発途上国の都市環境問題の解決のため、研修生を受け入れ、環境保全技術支援を推進します。
- ・ 市民や事業者、環境NGO、環境NPOによる国際協力や交流促進の支援（情報提供、国際セミナー等の開催支援等）に努めます。

■市民の取り組み

- ・ 環境保全活動に積極的に参加し、交流を深めます。
- ・ 地域や地区で実践している取り組みを他の地域に積極的に広げていきます。
- ・ 国内外の環境ボランティア活動などに参加します。
- ・ 環境に関する国際会議やシンポジウム等に参加します。
- ・ 留学生のホームステイを積極的に受け入れます。

■事業者の取り組み

- ・ 開発途上国等海外からの研修生の受け入れに協力します。
- ・ 国際的な技術協力や技術者派遣等に協力します。
- ・ 国内外の環境関連企業や団体との人材交流を行います。
- ・ 環境に関する国際会議やシンポジウム等に参加します。